

## 社会福祉審議会児童福祉専門分科会説明資料

令和 5 年（2023 年）11 月 10 日

子ども家庭部子育て支援課

## 高校生等医療費助成制度における所得制限撤廃に向けた意見等の概要と 市の考え方について

所得制限撤廃に伴う「八王子市高校生等医療費助成条例」改正（案）について、委員の皆様からいただいた御意見の概要と市の考え方を、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和 5 年（2023 年）10 月 18 日から令和 5 年（2023 年）10 月 27 日
- (2) 依頼先：社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- (3) 提出方法：書面により、E メール 又は FAX で回答

#### 2 意見書の提出状況

委員 3 名の方より意見書の提出がありました。

#### 3 意見の概要

- いただいた御意見は、賛同をいただく内容のものでした。
- 所得制限撤廃への姿勢や経過につきまして御意見をいただきました。
- 制度の持続性につきまして御意見をいただきました。

※別紙「意見の概要と本市回答」を参照ください

#### 4 その他

御意見は今後の事業運営の参考とさせていただきます。

御多忙の中、御協力をいただき、ありがとうございました。

## 意見の概要と本市回答

No.	意見の概要	本市回答
1	<p>医療費助成制度の所得制限が撤廃されたことは評価できるが、他市や社会的な風潮を鑑みて導入をしたという姿勢には少し不満がある。子育てしやすい市をうたうのであれば、どこよりも先に導入するというような気概をもっていただきたいし、同調姿勢を前面に押し出されると市民としては残念な気持ちになる。</p> <p>また、少子化が進み税収の減少が見込まれる中で、この制度をいかに持続していくか、どのように予算を成立させていくかも非常に気になるところである。永続的に制度が続くことを期待する。</p>	<p>所得制限を設けた東京都の制度を、所得制限を設けない独自の制度として拡充する場合は、拡充に必要となる財源全額を本市で負担するため、長期的に大きな財源の確保が必要となることなどから、制度開始当初は東京都の制度に準拠して実施した経緯があります。</p> <p>他市などの動向も把握しながら、より良い制度とするよう審議会から御意見をいただいていたところ、他市の動向のほか、社会の状況や市民要望が大きいことなども踏まえ、所得制限を撤廃したいと考えています。</p> <p>また、現在、東京都と令和7年度（2025年度）までの間、財源負担や子どもの医療費助成制度のあり方について協議を行うこととなっており、制度が安定して継続的に実施できるよう東京都に対し財政支援を強く要望していきます。</p>
2	<p>現在800万円以上の世帯が該当しないわけですが、ボーダーラインの世帯も沢山いると思います。物価の値上がりや病弱なお子さんをお持ちの世帯としてはギリギリの生活を送っていられるのではないかでしょうか？</p> <p>また26市中15市が所得制限なしとのことで、中核市たる八王子市も一刻も早く所得制限なしに踏み切って頂きたいと思います。</p>	<p>最短のスケジュールで、令和6年（2024年）4月1日開始にしたいと考えています。</p>
3	<p>所得制限撤廃については賛成ですので、特段の意見はありません。</p> <p>所得が高い家庭は「受診控え」をすることはないと思われますが、高校生という大事な育成期において、漏れなく適正な医療を受ける体制が整備されたことは喜ばしいことだと考えます。</p>	<p>今後も適正な医療が受けられるよう努めてまいります。</p>

# 子ども・若者育成支援センター (旧児童館)について

令和5年（2023年）11月10日  
社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
子ども家庭部青少年若者課

# 1 報告趣旨

令和5年11月から児童館の機能を見直し、  
子ども家庭支援センター等との連携強化を  
図り、子ども・若者への切れ目ない支援を  
更に充実するため、その概要を報告する。

# 2 報告内容

## 2 八王子市児童館条例等の主な改正点

(1) 名称を「児童館」から「子ども・若者育成支援センター」に改める。

例) 八王子市立中野児童館

→ 八王子市中野子ども・若者育成支援センター

(2) 目的及び事業に、子ども・若者育成支援推進法第13条に規定される拠点としての機能の要素を追加する。

- ①学校等へのアウトリーチによる育成支援の強化
- ②18～29歳の若者を支援対象に追加

※児童虐待等の通告は、これまでどおり、子ども家庭支援センターへ。

# 2 報告内容

## (3) 開館日時の変更

新たな機能に取り組む職員の体制確保のため、開館日時を変更する（分館を除く）。

項目	変更前	変更後
開館日	月～土、第4日曜 祝・休、年末年始除く	月～土 祝・休、年末年始除く
開館時間	10:15～19:00	10:00～18:30

（参考）分館の開館日時（変更なし）

項目	通常期	学校三季休業期
開館日	月～土 祝・休、年末年始除く	同左
開館時間	13:00～18:00	10:15～18:00

# 2 報告内容

3 施行日 令和5年（2023年）11月1日

## 4 まとめ

項目	変更前	変更後
条例名	八王子市児童館条例	八王子市子ども・若者育成支援センター条例
施設名	八王子市立〇〇児童館	八王子市〇〇子ども・若者育成支援センター
開館日 ※分館を除く	月～土、第4日曜 祝・休、年末年始除く	第4日曜日の開館を廃止
開館時間 ※分館を除く	10:15～19:00	10:00～18:30
施設の 来館利用	18歳まで 乳幼児は保護者同伴	変更なし
支援対象	18歳まで	29歳まで
アウトリーチ	児童館としての行事等	他の支援を補完する、学校等へのアウトリーチを追加

### 3 スケジュール

令和5年（2023年）11月1日 名称・開館日時変更  
同日 2-1(2)の取組開始

11月中旬  
～12月上旬 施設の愛称を公募

令和6年（2024年） 2～3月 施設の愛称を決定

4月1日 愛称使用開始

# 4 センターの活用方法

アウトリーチ等による活動を強化します

(1) 子ども本人に対する個別支援の補助

⇒子どもとの関係構築など、児童館活動で培ったノウハウを生かした、既存の支援を後押しする補助的な関り  
⇒主たる支援者との同行訪問による関り  
センター施設内での見守り、個別の関り

※児童虐待等は、子ども家庭支援センターに通告を。

(2) 子ども・若者を対象にしたイベント等への助言

(3) 地域関係者とのコネクションづくり

問合せ先 青少年若者課

子ども・若者育成支援センター（旧児童館）統括担当

電話 635-6137

（旧地域子ども家庭支援センターみなみ野）

# 5 センターからの依頼事項

各課あてにセンター職員から相談することがあります

- (1) 個別支援のつなぎ先としての御協力
- (2) 子ども・若者への周知啓発への御協力
- (3) 地域情報や各分野の専門情報の御提供

問合せ先 青少年若者課

子ども・若者育成支援センター（旧児童館）統括担当

電話 635-6137

（旧地域子ども家庭支援センターみなみ野）

# 6 参考資料

## ○子ども・若者育成支援推進法

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

[戻る](#)

## 子ども・若者育成支援センター(以下「育成センター」)の「若者育成支援」と「アウトリーチ育成支援」について

### 「若者育成支援」

○支援の必要な18歳～29歳へ対応

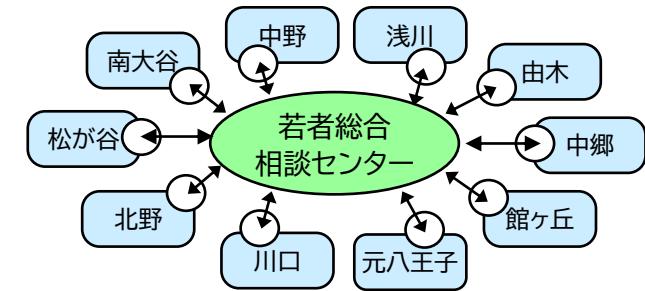
①18歳未満からの育成センターの利用者(支援をしてきた者)で18歳を超えても継続した支援を行う機能強化

②新規の18歳～29歳の対応は若者総合相談センターのサテライト的なインターク対応を柔軟に行い、若者総合相談センターへつなぐことを目標とする。

※①②ともに遊ぶための自由来館は不可。予約をして対応する。

○活動を支え育成する18歳～29歳への対応

「地域のボランティア」「主体となる地域貢献」「高校生によるまちづくり提案発表」「子ども☆ミライ会議スタッフ」など、地域とのパイプ役や若者が望む事業等の企画立案調整等を行い、実施する。



地域子ども家庭支援センターから

- ①18歳を超えて育成センターに新規としてつなぐ。
- ②18歳前に利用者として育成センターにつないで、継続支援とする。

### 「アウトリーチ育成支援」

○育成センターが事業を継続する中での、マンパワーの範囲内(一度に3～4人が最大、職員のみ)でのアウトリーチ対応のモデルを模索する。

○育成センター単独での家庭訪問等のアウトリーチ活動は行わない。あくまで「子ども家庭支援センター」や「SSW」に同行訪問する形でのアウトリーチ活動とする。

○子ども家庭支援センター等が育成センター職員を必要と判断した場合に、育成センター統括と調整し、保護者・本人等の同意を条件に同行訪問する。

(例示)→訪問先での保護者対応中に、子どもへの対応を育成センター職員にさせたい。  
→今後、育成センターの利用を目指して、育成センター職員につなぎたい。

○予防的周知啓発のためのアウトリーチ活動

出張事業等による、まつりや遊びの提供等のコーディネートや活動支援

3圏域	6 圏域	館名	職員	会計任用
東浅川 保健福祉 センター	西南部地域	浅川育成センター	3	2
		館ヶ丘育成センター	2	3
	西部地域	元八王子育成センター	3	2
大横 保健福祉 センター	北部地域	川口育成センター	2	3
		南大谷育成センター	3	2
	中央地域	中野育成センター	2	3
南大沢 保健福祉 センター	東南部地域	中郷育成センター	3	2
		(中郷育成センター長房分館)	—	4
	東部地域	北野育成センター	3	2
育成センター みなみ野事務所	由木育成センター	由木育成センター	2	3
		松が谷育成センター	3	2
	(松が谷育成センター鹿島分館)	(松が谷育成センター鹿島分館)	—	4

※会計年度任用職員は、アウトリーチではなく館運営に従事

### 子ども・若者育成支援センター

#### (1)開館時間

○各育成センター 10時～18時30分

※各分館 13時～18時

(分館は土曜日・学校休業日10時15分～18時)

・小学生は17時まで(冬時間)、17時30分まで(夏時間)

○統括担当 8時30分～17時15分

#### (2)開館日

月～土曜日(祝・休日、年末年始は休館)

#### (3)利用対象

0歳～高校生世代(乳幼児は保護者同伴)

※18歳～29歳の若者は相談・活動支援の

対象として対応。事前予約として、施設内

で自由に遊ぶことはできない。

### 子ども・若者育成支援センターみなみ野事務所

(旧地域子ども家庭支援センターみなみ野)

子ども・若者育成支援センター統括担当

電話・ファックス 635-6137

各機関からの連携手順の想定モデル(案)

	地域子ども家庭支援センター		学校・SSW			若者総合相談センター
目的	・支援対象者の情報収集 ・支援対象者に育成センターを利用させたい 【今までと同様の対応】	子家センの訪問に育成センター職員を同行訪問させたい	支援対象者に育成センターを利用させたい	登校支援別室(学校内)に育成センター職員を呼びたい	SSWの訪問に育成センター職員を同行訪問させたい	育成センター10施設をサテライト活用(インターク及び相談場所としての活用)
連携手法	利用させたい育成センターに直接連絡	育成センター職員が同行訪問	利用させたい育成センターに直接連絡	支援教室(学校)への育成センター職員派遣	育成センター職員が同行訪問	相談場所として提供
必要項目	・当該育成センターと調整 ・保護者・子どもの同意	保護者・子どもの同意	・当該育成センターと調整 ・保護者・子どもの同意	回数・時間の調整	保護者・子どもの同意	・本人同意 ・中学卒業後
調整先	該当育成センター	育成センター統括担当	該当育成センター	育成センター統括担当	育成センター統括担当	該当育成センター
連携手順						

資料 3

# 八王子市子ども・若者育成支援 計画の改定に向けて

令和5年（2023年）11月10日  
児童福祉専門分科会資料

# 1 現行計画（子ども・若者育成支援計画）について

## (1) 子ども・若者育成支援計画の概要

計画期間	令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)
法的な位置付け	次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
包含する計画	市町村子ども・若者計画 市町村子ども・子育て支援事業計画 ひとり親家庭自立促進計画 母子保健計画 市町村子どもの貧困対策計画
計画の対象	子ども(18歳未満)、若者(義務教育終了後から30歳未満※)、 妊婦及びその家庭 ※就労支援については40歳未満を対象
計画の体系	5つの基本方針に基づき、21の基本施策・62の施策
計画の推進	21の基本施策の進捗状況について、毎年度点検・評価を行い、 公表する。
市での位置付け	八王子ビジョン2022、八王子未来デザイン2040及び地域福祉 計画の下位計画

# 1 現行計画（子ども・若者育成支援計画）について

## (2) 包含する計画と法律の関係

### 子ども・若者育成支援計画

次世代育成支援 市町村行動計画

市町村子ども・若者計画

市町村子ども・子育て支援事業計画

ひとり親家庭自立促進計画

母子保健計画

市町村子どもの貧困対策計画

### 国

次世代育成支援対策推進法

子ども・若者育成支援推進法

子ども・子育て支援法

母子及び父子並びに寡婦福祉法

健やか親子 21

子どもの貧困対策の推進に関する法律  
成育基本法

新・放課後子ども総合プラン

### 東京都

東京都子ども・子育て支援総合計画

東京都子供・若者計画



## 2 社会情勢の変化や市の取組み

### ●現行計画期間中の社会情勢の変化による課題や法改正、市の新たな取組み等

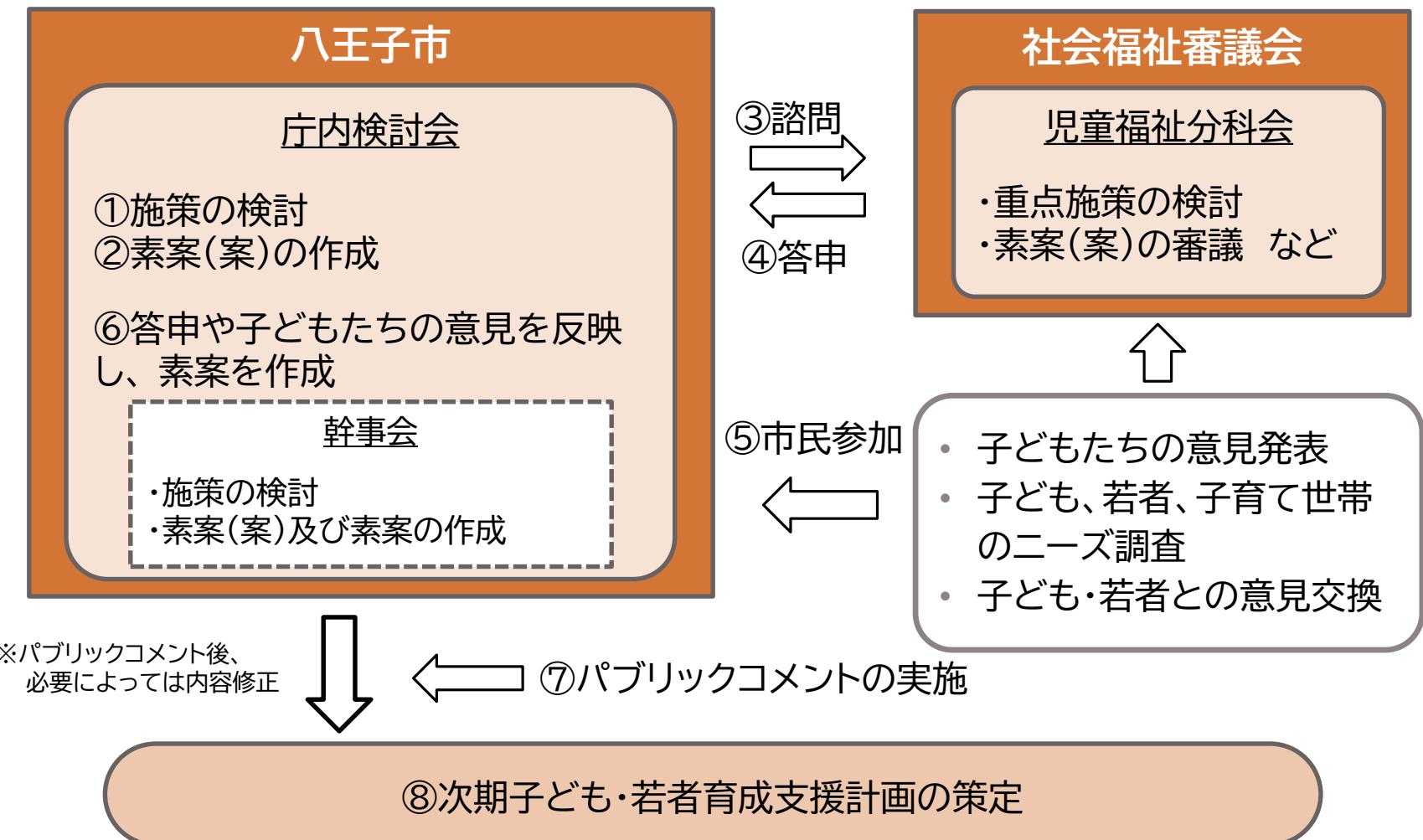
社会情勢の変化による課題	1. 新型コロナウイルスの感染拡大 2. 人口減少・少子化の進展 3. DXの推進・マイナンバーカードの活用 4. ヤングケアラーへの支援 5. 不登校児の増加
新たな法律や法改正 国や都の制度変更など	6. こども基本法の施行・こども家庭庁の発足(国) 7. 児童福祉法の改正(国) 8. こども未来戦略方針の策定(国) 9. チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針の策定(都) 10. 第二子以降の0～2歳児の保育料無償化(都)
八王子市の状況や取組みなど	11. 八王子未来デザイン2040の策定 12. 出産・子育て応援交付金事業の開始 13. 高校生世代等への医療費助成 14. 子どもの生活実態調査の実施 15. 多摩地域初の幼児教育・保育センターの設置 16. こども家庭センターの設置検討 17. 児童館を子ども・若者育成支援センターへ改正

### 3 次期計画の改定に向けた考え方

1. 引き続き子ども・若者に関する総合的な計画と位置付ける。
2. 「子どもミライ会議」に代表されるような子ども・若者が社会に参画する機会を充実する。
3. 新たにスタートした「八王子未来ビジョン2040」や現在改定中の「地域福祉計画」と連携・連動した計画とする。
4. こども基本法に定める「市町村こども計画」を新たに包含する。
5. 八王子版ネウボラを始めとした切れ目ない支援体制を充実し、安心して産み育てられる環境づくりを進める。
6. 虐待、貧困、不登校、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子ども・若者の支援に組織横断的に対応する。

## 4 計画の改定作業について

## (1)策定及び市民参加のイメージ



# 4 計画の改定作業について

## (2)スケジュール案

	令和5年度(2023年度)				
	11月	12月	1月	2月	3月
児童福祉専門 分科会の動き	①改定の検討 を開始		⑤策定方針案 の審議		⑧重点施策の 検討
市の動き	②ニーズ調査 の開始	③策定方針案 の作成		⑦策定方針の 決定	
その他		④公募委員の 募集	⑥委員改選作 業の開始		

	令和6年度(2024年度)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
児童福祉専門 分科会の動き	⑩計画の点 検評価	⑫重点施策 の検討	⑬答申案の 検討	⑭答申の決 定		
市の動き	⑪素案の検 討を開始			⑯素案の決 定		⑮計画の決 定
その他	⑨委員改選			⑯議会報告	⑰パブコメ の実施	

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

- 施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

**今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～  
(中間整理)  
(案)**

**【説明資料】**

**令和 5 年 9 月  
こども家庭審議会**

**全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- ・心身ともに健康でいられる。
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- ・豊かに楽しく遊ぶことができ、様々な学びや体験をすることができ、生き抜く力を得ることができる。
- ・夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる。
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拓げることができる。
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- ・不安や悩みを抱えたり、困難にぶつかってたりしても、周囲のおとなや社会にサポートされる。
- ・虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などから守られ、差別されたり孤立したり、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- ・働くことや、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、子どもとの生活を始めることができる。
- ・希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。こうした環境の下で、子どもが幸福な状態で育つことができる。



- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。



子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

# こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法、子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守る。

## (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようになり、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画の前提となる意見形成への支援を進める。困難な状況に置かれたこども・若者や低年齢のこどもなど、声をあげにくいこども・若者について十分な配慮を行う。

## (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応していく

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## (4) 良好的な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着の形成を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な外遊び・体験活動の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を円滑に営むことができるように取り組む。
- ・困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的な配慮を行う。

## (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

## (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

# こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージに縦断的な重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの周知徹底（こども基本法の周知、学校教育における子どもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- 子どもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラー支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

## 2 ライフステージ別の重要事項

### ○子どもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障

### ○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、身体的、性的、感情的な変化が起こり、親や友達と異なる自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

### ○青年期

高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援

- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者を「ともに社会をつくるパートナー」として認識し、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映を形だけに終わらせず、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方自治体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や伴走型支援

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

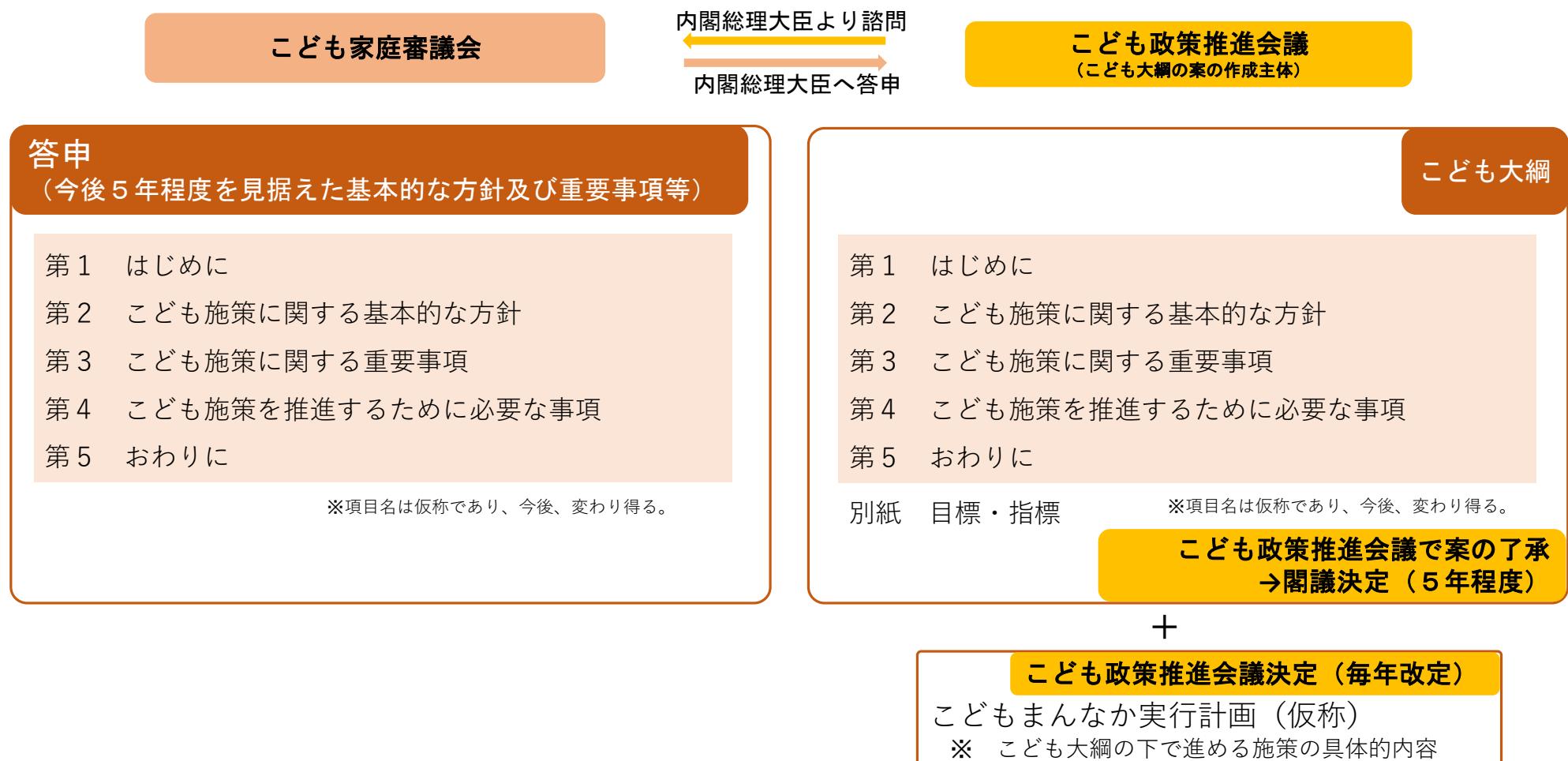
○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画（仮称）の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携等 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

## (参考) こども大綱とこども家庭審議会の答申（中間整理）の関係について

- ・こども大綱は、政府において定めることとされており（こども基本法第9条第1項）、その案はこども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）が作成する（同法第17条第2項第1号）。
- ・こども家庭審議会の答申（中間整理）は、4月に開催された同会議における決定を踏まえた「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の内閣総理大臣からの諮問を受け、現在、こども家庭審議会の下の基本政策部会において、こども大綱の第1～第5に該当する部分を対象に調査審議が行われている。
- ・答申を踏まえて、こども政策推進会議が「目標・指標」を含めたこども大綱の案を作成した上で、政府でこども大綱を閣議決定。
  - ✓ 「目標・指標」は、答申を踏まえて、こども政策推進会議の下で検討・調整。
  - ✓ こども大綱の下で進める施策の具体的な内容は、「こどもまんなか実行計画（仮称）」として、こども政策推進会議において、大綱の案の了承と併せて、決定。



**Rotary**



何でいつも  
遊べないの？



自分を大切に、  
あなたらしく生きて。



あなたは聞こえますか SOS の声。

気付く

つなぐ

支援する

見守る

ヤングケアラーと思われる子供がいたときの支援までのフロー

ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

八王子市と東京八王子南ロータリークラブは、ヤングケアラーに関する周知啓発のための連携協定を締結しました。

11/23 14:30~16:45  
木 祝 14:00より  
受付開始

地域で支える子どもたちの未来

会場：東京たま未来メッセ 展示室

くわしくはウラ面をご覧ください

実施

Rotary 東京八王子南ロータリークラブ

11/23 木祝 14:30~16:45  
受付開始

地域で支える子どもたちの未来  
会場：東京たま未来メッセ 展示室

## 第1部

14:30~

- 司会挨拶
- 会長挨拶(東京八王子南ロータリークラブ会長)
- ヤングケアラー経験談・町 亞聖様の講演  
「ヤングケアラーに光を～十八歳からの十年介護～」

10年にわたる、両親の介護生活の経験をもとに、人生や家族、介護、学業と介護、仕事と介護の両立など、様々なことをみなさんと一緒に考えられるお話をしたいと思います。

〈プロフィール〉

小学生の頃からアナウンサーに憧れ1995年に日本テレビにアナウンサーとして入社。その後、活躍の場を報道局に移し、報道キャスター、厚生労働省担当記者としてがん医療、医療事故、難病などの医療問題や介護問題などを取材。“生涯現役アナウンサー”でいるため2011年にフリーに転身。脳障害のため車椅子の生活を送っていた母と過ごした10年の日々、そして母と父をがんで亡くなった経験をまとめた著書「十年介護」を小学館文庫から出版。医療と介護を生涯のテーマに取材、啓発活動を続ける。直近では念願だった東京2020パラリンピックを取材。元ヤングケアラー。  
(町 亞聖公式ブログ→<http://ameblo.jp/machi-asei/>)

フリーANAウンサー まち 町 あせい  
アセイ

予約  
不要



（出演番組）

- ラジオ日本 あさ6時30分～8時50分生放送  
「町 亞聖のスマートNEWS」木曜パーソナリティー
- ニッポン放送 毎週日曜あさ6時25分～6時54分  
「ウイークリングケアタイム ひだまりハウス  
～うつ病・認知症について語ろう～」
- ラジオNIKKEI 毎月第4金曜夕方17時20分から17時40分  
「賢い患者になろう!」

（書籍）

18歳の時に母の介護に直面しヤングケアラーの当事者になった日々を綴った書籍  
「十年介護」（小学館文庫）

（ボランティア活動）

- “当たり前のことを当たり前に”医療介護職と共に学ぶ「在宅医療カレッジ」学長
- 児童養護施設で暮らす子供達にエールを「コール」司会進行
- コロナの最前線で頑張る医療介護職を支援するプロジェクト  
「Kawasaki Thanks Bridge Project」
- 車椅子でも気兼ねなく外出できる社会を目指して活動する「ゆめ旅KAIGO」



- ヤングケアラーの動画上映

女優の貫地谷しほりさんをインタビューに迎え、元ヤングケアラーのお2人から話を聞きました。ケアをしていたときの気持ち、周りにどう接してほしいか、将来についてなど、当時のことから現在に至るまでを率直にお話しいただきました。

## 第2部

16:05~16:45 終了

- 八王子学園八王子高等学校の紹介
- 八王子学園八王子高等学校吹奏楽部 演奏

創部1975年

モットー「歌って、踊って、演奏できるバンド」

部員数130名(2023年度現在)

- 全日本吹奏楽コンクール6回出場
- 全日本マーチングコンテスト15回出場
- 全日本アンサンブルコンテスト17回出場



（昨年度実績（2022年度））

- 第62回東京都高等学校吹奏楽コンクールC組金賞・優秀賞
- 第62回東京都高等学校吹奏楽コンクールB組金賞・優秀賞
- 第62回東京都吹奏楽コンクールA組金賞
- 第35回東京都マーチングコンテスト 金賞
- 第24回全日本高等学校吹奏楽大会in横浜 連盟会長賞
- TAMAアンサンブルフェスタ2022
- 木管10重奏・金管10重奏 金賞・特別賞
- 第46回東京都アンサンブルコンテスト
- トロンボーン4重奏・木管8重奏 金賞
- 第10回首都圏学校交歓演奏会金賞
- 日本テレビ「笑ってコラえて!」(吹奏楽の旅)密着取材 etc.



- 閉会挨拶 ※プログラムに変更がある場合がございます。

みんなで知ることが、支援につながる。

八王子市  
ヤングケアラーに関する相談窓口  
お気軽にご相談ください

子ども家庭支援センター  
TEL 042-656-8225



実施



東京八王子南ロータリークラブ

# ワークショップ Works 資料 5-2

## 多摩織のホイッスル ストラップづくり



受付：当日受付（各回先着 18 名）  
開催時間 ①13:00～②14:00～  
③15:00～④16:00～  
料金：無料

## 紅葉の ハーバリウム



受付：当日受付（各回先着 18 名）  
開催時間 ①13:00～②14:00～  
③15:00～④16:00～  
料金：無料

## 多摩のひのきの間伐材で マイ箸を作ろう



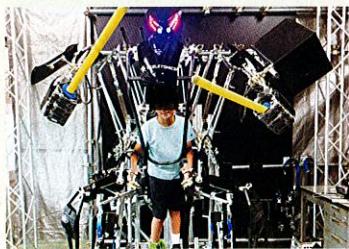
受付：当日受付（各回先着 18 名）  
開催時間 ①13:00～②14:00～  
③15:00～④16:00～  
料金：無料

※ワークショップの参加は、小学生までは保護者の同伴が必要です。

ほか、出展企業のブースでもワークショップを実施！

# ロボット体験 Robot

## 装着型エンタメロボット SKELETONIKS（スケルトンiks）



装着した人の手の動きをダイレクトに反映！  
まるで巨人になったような体験をしよう！

受付：当日受付 開催時間：随時  
料金：無料 対象：3歳くらいから

## コミュニケーションロボット 「BOCCO emo(ボッコ エモ)」、 呼吸するクッション「fufuly(フフリー)」



人と人とをつなぐ感情表現豊かなロボットや、  
呼吸するように動くクッションを楽しもう！

受付：当日受付 開催時間：随時  
料金：無料

※イベントの内容は変更となる可能性があります。

# お知らせ Information

2024年1月26日(金)・27日(土)には、  
多摩地域で最大級の中小企業の展示会  
**「たま未来・産業フェア」**を初開催します！  
多摩地域内外から140の多彩な企業が  
東京たま未来メッセに集まります。

こちらもお楽しみに！

>>>>>>>



TAMA  
INNOVATION  
ECOSYSTEM

みる！さわる！うごかす！

# 中小企業の魅力体験イベント

in 東京たま未来メッセ

11月23日(木・祝) 12:30～17:00

入場  
無料



## ワークショップ

多摩地域の素材を使った  
ものづくりを体験！



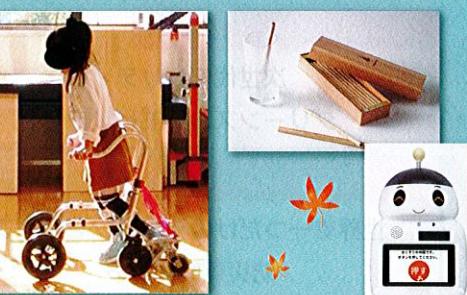
## 中小企業の製品展示 & 商品販売

医療・防犯・子育てなどの「くらし」に関わる製品や多摩地域の魅力あふれる「地域資源」の商品がもりだくさん！会場内で体験・購入ができます！



## 東京都立産業技術 研究センターコーナー

都産技研の研究成果や中小企業との  
共同開発品をご紹介！



## ロボットコーナー

最新ロボットを体験してみよう！  
身長3メートルの装着型エンターテインメントロボットが登場！



SKELETONIKS（スケルトンiks）  
株ロボットライド



BOCCO emo (ボッコ エモ)、  
fufuly(フフリー) (株)ユカイ工学

## スタンプラリー開催！

みて、さわって、うごかして、スタンプを集めよう！  
多摩の特産品がもらえるかも！



先着200名様に  
来場特典をプレゼント！

## 【イベント全体に関するこ】

「たま未来・産業フェア」運営事務局  
(日本コンベンションサービス株式会社) ☎ 03-3508-1225  
contact@tama-innovation-event.jp

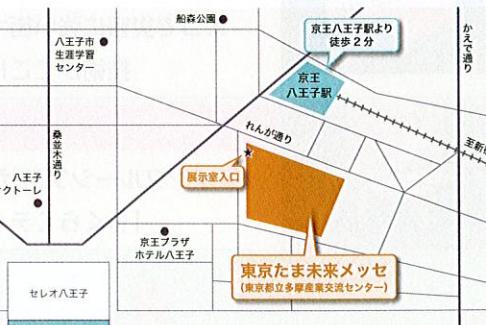
## 【企業の製品展示に関するこ】

多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局  
(東京都産業労働局商工部調整課内) ☎ 03-5320-5982

## 【ステージイベントに関するこ】

東京都産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03-5320-4808

## 会場アクセス



※来場の際は、公共交通機関でお越しください。

# 出展企業情報



くらし (分野別、50 音順)

	株式会社 ICON		ロボットの操作でプログラミングしてみよう！
	株式会社 OUI		スマートフォンタッチメント型の眼科医療機器 !!!
	株式会社 鬼塚硝子		ガラスセル、miru-flame (キャンプギア)
	株式会社 さづなろ		ピンピンコロリを支える骨格診断プラットフォーム
	特定非営利活動法人くにたち農園の会		田畠が子どもたちの居場所になる日常を感じてください
	クリオインターナショナル株式会社		紙なのに丸洗いできるサステナブル素材
	株式会社 コスマテック		優れた技術力から生まれた革新的なメモ / 肌用シール
	株式会社サンモリツアーツ		プログラミング的思考が育つ木製玩具
	株式会社 西光美術		☆防犯ステッカーの世界☆
	多摩川クラフト有限会社		高機能な携帯トイレ
	多摩防水技研株式会社		エコで災害に強い街づくりを叶える技術がここにある
	有限会社テクノム		インクルーシブデザインテーブル「らくらくテーブル」

# 出展企業情報



地域資源 (分野別、50 音順)

	有限会社アイグラン		厳選食材とこだわりの水で作る安全安心の自然派パン
	株式会社イノウエ		組紐で楽々静電気軽減！
	大蔵木工所		丸くて可愛い「東京こけし」の絵付け・木材削り体験
	株式会社小沢製作所		グッドデザイン受賞の焚き火スタンド展示
	金澤建設株式会社 (菓子工房ビルドルセ)		わたしたちは『安全』と『美味しい』をつくります
	空想堂		草木染め衣服雑貨&ジュエリーの販売とワークショップ
	株式会社茶山		日本遺産認定商品！手摘みした八王子産 100%の桑茶
	染め工房かほり		昔ながらの染め技法で八王子産の竹和紙を染めてみよう
	株式会社 めるか檜原		清流の恵みミニマスをアヒージョにアレンジ！絶品！
	株式会社やましたグリーン		植物の無料譲渡「植木の里親」「もらえる植物園」

## ステージイベント

13:05 ~ 13:25 特別講演

### 「産業振興と地域社会の関係性」

〈講師〉

東京都立大学大学院 システムデザイン研究科 教授  
下村 芳樹 氏



13:25 ~ 14:10 パネルディスカッション

### パネルディスカッション

これからの東京たま未来メッセのあり方についてパネルディスカッションを実施します

〈パネリスト〉

東京都立大学大学院  
システムデザイン研究科 教授  
下村 芳樹 氏

武藏野美術大学  
造形学部 教授 現代美術作家  
鈴木 康広 氏

千葉大学大学院  
工学研究院創成工学専攻 准教授  
林立也 氏

14:10 ~ 14:30 出展企業紹介



14:30 ~ 16:45 地域で支える子どもたちの未来

(実施: 東京八王子南ロータリークラブ)

※出展内容は変更となる可能性があります。

## 令和5年度 分科会開催日程

開催日	予定会議	会議室	時間（予定）	主な議題
令和6年 1月 12日（金）	第5回 分科会	調整中	15：30～17：00	次期計画の基本的な考え方について（案）
3月 22日（金）	第6回 分科会	調整中	調整中	次期計画における重点施策について

※認可部会の日程は別途お知らせします。